

# 安中市水防計画

令和 5 年 9 月

安中市



< 目 次 >

**第1章 総則**

1.1 目的.....	1
1.2 用語の定義.....	1
1.3 水防の責任等.....	3
1.4 水防計画の作成及び変更.....	4
1.5 安全配慮.....	4

**第2章 水防組織**

2.1 市の水防組織 .....	5
------------------	---

**第3章 重要水防箇所**

**第4章 予報及び警報**

4.1 気象庁が行う予報及び警報 .....	8
4.2 水位周知河川における水位到達情報.....	11
4.3 水防警報.....	12

**第5章 水位等の観測**

**第6章 気象予報等の情報収集**

**第7章 ダム・水門等の操作**

7.1 ダム・水門等 .....	14
7.2 操作の連絡等 .....	14
7.3 連絡系統.....	14

**第8章 通信連絡**

8.1 通信連絡系統 .....	15
------------------	----

**第9章 水防施設及び輸送**

9.1 水防倉庫及び水防資機材 .....	16
9.2 輸送の確保 .....	16

**第10章 水防活動**

10.1 水防配備 .....	16
-----------------	----

10.2 巡視及び警戒 .....	18
10.3 水防作業 .....	19
10.4 警戒区域の指定.....	19
10.5 避難勧告等.....	19
10.6 決壊・漏水等の通報及びその後の措置 .....	21
10.7 水防配備の解除.....	21

## 第11章 水防信号、水防標識等

11.1 水防信号 .....	21
11.2 水防標識.....	22
11.3 身分証票.....	22

## 第12章 協力及び応援

12.1 水防管理団体相互の応援及び相互協定 .....	23
12.2 警察官の援助要求 .....	23
12.3 自衛隊の派遣要請 .....	23

## 第13章 公用負担

## 第14章 水防報告等

14.1 水防記録 .....	24
14.2 水防報告 .....	25

## 第15章 水防訓練

### 第16章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保

#### 及び浸水の防止のための措置

16.1 洪水浸水想定区域の指定状況.....	25
16.2 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保及び浸水の防止のための措置 .....	26
16.3 洪水ハザードマップ .....	26
16.4 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等 .....	26
16.5 要配慮者利用施設への情報伝達 .....	27

## 資料編

資料3－1 重要水防箇所（県管理河川） .....	29
資料5－1 水位観測所一覧.....	30

資料 5－2	雨量観測所一覧.....	32
資料 7－1	ダム・水門一覧.....	33
資料 9－1	水防倉庫及び備蓄資機材一覧.....	34
資料 10－1	水防団の管轄地域等.....	36
資料 10－2	水防工法一覧表.....	37
資料 14－1	水防活動報告書様式（1）.....	39
資料 14－2	水防活動報告書様式（2）.....	40
資料 16－1	洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある要配慮者利用施設	41



## 第1章 総則

### 1.1 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）第4条の規定に基づき、群馬県知事から指定された指定水防管理団体たる安中市が、同法第33条第1項の規定に基づき、安中市内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、安中市の地域にかかる河川、湖沼の洪水の水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

### 1.2 用語の定義

主な水防用語の定義は、次のとおりである。

#### (1) 水防管理団体

水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう（法第2条第1項）。

#### (2) 指定水防管理団体

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう（法第4条）。

#### (3) 水防管理者

水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう（法第2条第2項）。

#### (4) 消防機関

消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（法第2条第3項）。

#### (5) 消防機関の長

消防本部を置く市町村にあっては消防長を、消防本部を置かない市町村にあっては消防団の長をいう（法第2条第4項）。

#### (6) 水防団

法第6条に規定する水防団で、本計画において、安中市消防団をいう。

#### (7) 量水標管理者

量水標、駿潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう（法第2条第6項、法第10条第3項）。

都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、都道府県の水防計画で定めるところにより、水位を通報及び公表しなければならない（法第12条）。

#### (8) 水防協力団体

水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であって、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に

に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものをして有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう（法第36条第1項）。

#### （9）水防警報

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼（水防警報河川等）について、国土交通省又は都道府県の機関が、洪水によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第2条第8項、法第16条）。

#### （10）水位周知河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う（法第13条）。

#### （11）水位到達情報

水位到達情報とは、水位周知河川において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、氾濫発生情報などをいう。

#### （12）水防団待機水位（通報水位）

量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第12条第1項に規定される通報水位）をいう。

水防管理者又は量水標管理者は、洪水のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

#### （13）氾濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位（法第12条第2項に規定される警戒水位）をいう。水防団の出動の目安となる水位である。

量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

#### （14）避難判断水位

市町村長の高齢者等避難発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。

#### （15）氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難指示等の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

#### (16) 水没開始相当水位

ある河川の一連の区域で最も越水・溢水の可能性が高いと考えられる箇所において堤防天端高など水没が開始する各箇所の水位を、その箇所を受け持つ基準水位観測所に換算した水位のこと。市町村長の緊急安全確保の発令判断の目安となる水位である。

#### (17) 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

#### (18) 洪水浸水想定区域

洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において水没が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう（法第14条）。

### 1.3 水防の責任等

水防に関する各主体について、水防法等に規定されている責任及び義務は次のとおりである。

#### (1) 県の責任

県内における水防管理団体が行う水防が十分行われるように確保すべき責任を有する（法第3条の6）。

#### (2) 水防管理団体等の責任

管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する（法第3条）。具体的には、主に次のような事務を行う。

- ① 水防団の設置（法第5条）
- ② 水防団員等の公務災害補償（法第6条の2）
- ③ 平常時における河川等の巡視（法第9条）
- ④ 水位の通報（法第12条第1項）
- ⑤ 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第15条）
- ⑥ 水防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第17条）
- ⑦ 警戒区域の設定（法第21条）
- ⑧ 警察官の援助の要求（法第22条）
- ⑨ 他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第23条）
- ⑩ 堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第25条、法第26条）
- ⑪ 公用負担（法第28条）
- ⑫ 避難のための立退きの指示（法第29条）
- ⑬ 水防訓練の実施（法第32条の2）

- ⑭ (指定水防管理団体) 水防計画の策定及び要旨の公表 (法第33条第1項及び第3項)
  - ⑮ 水防協力団体の指定・公示 (法第36条)
  - ⑯ 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言 (法第40条)
  - ⑰ 水防従事者に対する災害補償 (法第45条)
  - ⑱ 消防事務との調整 (法第50条)
- (3) 居住者等の義務
- ① 水防への従事 (法第24条)
  - ② 水防通信への協力 (法第27条)

#### 1.4 水防計画の作成及び変更

##### (1) 水防計画の作成及び変更

市は、毎年、県の水防計画に応じて、出水期前までに水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは変更を行う。水防計画を変更するときは、あらかじめ、防災会議に諮るとともに、県知事に届け出るものとする。

また、市は、水防計画を変更したときは、その要旨を公表するものとする。

#### 1.5 安全配慮

洪水において、水防団自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

- ① 水防団員自身の安全確保のために配慮すべき事項
  - ・ 水防活動時にはライフジャケットを着用する。
  - ・ 水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のものが不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
  - ・ 水防活動は、ラジオを携行する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
  - ・ 指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を隨時交代させる。
  - ・ 水防活動は原則として複数人で行う。
  - ・ 水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
  - ・ 指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
  - ・ 指揮者は水防団員等の安全確保のため、予め活動可能な時間等を水防団員等へ周知し、共有しなければならない。
  - ・ 指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。
  - ・ 出水期前に、洪水時の堤防決壊の事例等の資料を水防団員全員に配付し、安全確保のための研修を実施する。

## 第2章 水防組織

### 2.1 市の水防組織

(1) 水防管理者（市長）は、次の場合に水防本部を設置し、水防活動の円滑な実施及び事態を処理する。

なお、水防本部の組織については、次図のとおりとする。

(ア) 大雨、洪水などのいずれかの予報及び警報並びに特別警報が発せられたとき

(イ) その他、水防管理者が洪水等の発生するおそれがあると認めたとき

(2) 水防本部長（副市長）は、洪水等のおそれが解消し、水防活動が終了したときは水防本部を解散するものとする。

(3) 水防本部は、安中市災害対策本部が設置されたときは、同本部が廃止されるまでの間、それに統合され、その事務を処理する。

安中市水防本部組織図

部長（本部会議構成員）	班 長	班 員
副市長（本部長）	—	—
企画政策部長	秘書課長 政策・デジタル推進課長 財政課長 資産活用課長	—
総務部長【危機管理監】 (副本部長)	危機管理課長 行政課長 職員課長 税務課長 収納課長	危機管理課全員 アマ無線保持者
市民環境部長	市民課長 国保年金課長 環境政策課長	—
保健福祉部長	福祉課長 子ども課長 健康づくり課長 高齢者支援課長	—
まちづくり部長	土木課長 都市計画課長 都市整備課長 建築住宅課長	庶務係長 工務係全員 維持管理係全員
みりょく創出部長	商工課長 農林課長 観光課長 スポーツ課長 文化財課長	農政係長 農村整備係全員 林政鳥獣対策係長 松義台地土地改良区係長
上下水道部長	上水道事務課長 上水道工務課長 下水道課長	—

松井田支所長	松井田振興課長 住民福祉課長	管理係全員 土木係全員
議会事務局長	議会事務局次長 会計課長 監査委員事務局長 農業委員会事務局長	—
教育部長	総務課長 学校教育課長 生涯学習課長	—
公立碓氷病院事務部長	総務企画課長 医事課長	—
高崎市等広域消防局長	安中消防署長	—
安中市消防団長	副団長	—

#### 水防本部の任務

担当課	主な任務 (3時間以内の目標)
水防本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水防本部設置</li> <li>・高齢者等避難の発令</li> <li>・各班の任務のうち、重要事項の決定に関すること。</li> </ul>
(情報総括担当)	
危機管理課 松井田振興課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水防本部の庶務</li> <li>・水防本部決定事項の各班への周知徹底</li> <li>・防災行政無線及びメール配信サービス等による情報発信</li> <li>・被害状況等の収集及び報告(各班及び関係機関経由) <ul style="list-style-type: none"> <li>①気象注意報、警報(情報元：前橋地方気象台)</li> <li>②ダム、雨量、河川水位情報(情報元：群馬県、上水道工務課)</li> <li>③人的被害(情報元：安中消防署、安中警察署)</li> <li>④道路・土木施設被害(情報元：まちづくり部)</li> <li>⑤上下水道施設被害(情報元：上下水道部)</li> <li>⑥ライフライン機関(情報元：東京電力パワーグリッド(株)、東日本電信電話(株)、東日本旅客鉄道(株)等)</li> <li>⑦その他被害等(各部(課)、行政区長等(任意))</li> </ul> </li> <li>・被害状況の取りまとめ</li> <li>・取りまとめ結果の庁内・関係機関への連絡</li> <li>・マスコミ対応</li> <li>・各部、各班の総合調整</li> <li>・公用車の管理の依頼</li> <li>・災害対策本部へ移行する際の対応</li> </ul>
土木課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員による巡視</li> <li>・安中土木事務所等関係機関との連携</li> <li>・水防活動の指示 <ul style="list-style-type: none"> <li>①交通規制の指示及び実施</li> <li>②水門等の操作の指示及び実施</li> </ul> </li> <li>・水防活動の実施に伴う関係機関との調整</li> </ul> <p>(安中土木事務所、安中警察署、安中消防署、安中市消防団)</p>
農林課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山地災害に係る巡視</li> <li>・農林施設等の被害状況調査及び応急対策の実施</li> <li>・農林業の被害状況調査及び応急対策の実施</li> </ul>
上水道工務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上水道施設の災害対策及び応急復旧の実施</li> </ul>

下水道課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・復旧計画の作成</li> <li>・浄水施設の被害状況調査及び復旧対策の実施</li> <li>・下水道施設、地域し尿処理施設(秋間みのりが丘)の災害対策及び応急復旧の実施</li> </ul>
<b>(各部各班共通)</b>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所管施設の管理、施設利用者の安全確保、被害状況調査、応急対策の実施</li> <li>・本庁・支所間は、十分連絡調整を行い、効率的・円滑な警戒体制に当たる。</li> <li>・他の各課は、通常の管理業務及び各班の災害対応の準備態勢の整備</li> </ul>

### 第3章 重要水防箇所

重要水防箇所は、堤防の決壊、漏水、溢水等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所である。

県管理河川における重要水防箇所の設定基準は、次のとおりであり、市内の設定箇所は、資料3-1のとおりである。

なお、重要水防箇所は、河川管理者等と合同で点検を行うなど、平常時から巡視及び警戒を行うとともに、洪水時は、河川の監視及び警戒をさらに厳重にし、重要水防箇所を中心として巡視を行う。

重要水防箇所評定基準（県管理河川）

種別	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	要注意区間
堤防高 (流下能力)	①計画高水流量規模の洪水の水位が現況の堤防高を越える箇所。	①計画高水流量規模の洪水の水位と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤防断面	①現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防面あるいは計画の天端幅の2分の1未満の箇所。	①現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれ2分の1以上確保されている箇所。	
法崩れ・すべり	①法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が未施工の箇所。	①法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が暫定施工の箇所。 ②法崩れ又はすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれのある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
漏水	①漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所。	①漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所。 ②漏水の履歴はないが、破堤跡又は旧川跡の堤防であること、あるいは基礎地盤及び堤体の土質等からみて、漏水が発生するおそれがある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
水衝・洗掘	①水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所。 ②橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の	①水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	

	根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 ③波浪による河岸の欠決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。		
工作物	①河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 ②橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位以下となる箇所。	①橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工事施工			①出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防・破堤防・旧川跡			①新堤防で築造後3年以内の箇所。 ②破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸閘			①陸閘が設置されている箇所。

#### 重点監視区間指定基準（県管理河川）

種別	指定基準
浸透	①洪水予報河川及び水位周知河川であること。 ②重要水防箇所に位置づけられ、種別が漏水であり重要度がAの区間。
侵食	② 洪水予報河川及び水位周知河川であること。 ②重要水防箇所に位置づけられ、種別が水衝であり重要度がAの区間かつ人家連単区間。

※重点監視区間に指定した箇所については種別に（重点）とし記載。

## 第4章 予報及び警報

### 4.1 気象庁が行う予報及び警報

#### (1) 気象台が発表又は伝達する注意報及び警報

前橋地方気象台長は、気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通省及び県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。

水防活動の利用に適合する注意報、警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、

警報、特別警報の種類及びそれらの発表基準は、次のとおりである。

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	発表基準
水防活動用気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき
水防活動用洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき

※一般の利用に適合する洪水の特別警報は設けられていない。

警報	府県予報区	群馬県	
	一次細分区域	南部	
	市町村等をまとめた地域	高崎・藤岡地域	
洪水	大雨	(浸水害)	表面雨量指數基準 12
		(土砂災害)	土壤雨量指數基準 139
			碓氷川流域=27.6 柳瀬川流域=10.8 九十九川流域=21.8 秋間川流域=9.4 後閑川流域=9.6 増田川流域=13.9
			複合基準 —
			指定河川洪水予報による基準 —
注意報	大雨	表面雨量指數基準 8	
		土壤雨量指數基準 69	
			碓氷川流域=22 柳瀬川流域=8.6 九十九川流域=17.4 秋間川流域=7.5 後閑川流域=7.6、増田川流域=11.1
			複合基準 —
			指定河川洪水予報による基準 —
特別警報	大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	

(気象庁が発表する特別警報) (参考)

気象庁は、予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合として降雨量その他に関し気象庁が定める基準に該当する場合には、大雨等についての一般の利用に適合する警報(特別警報)を発表する。

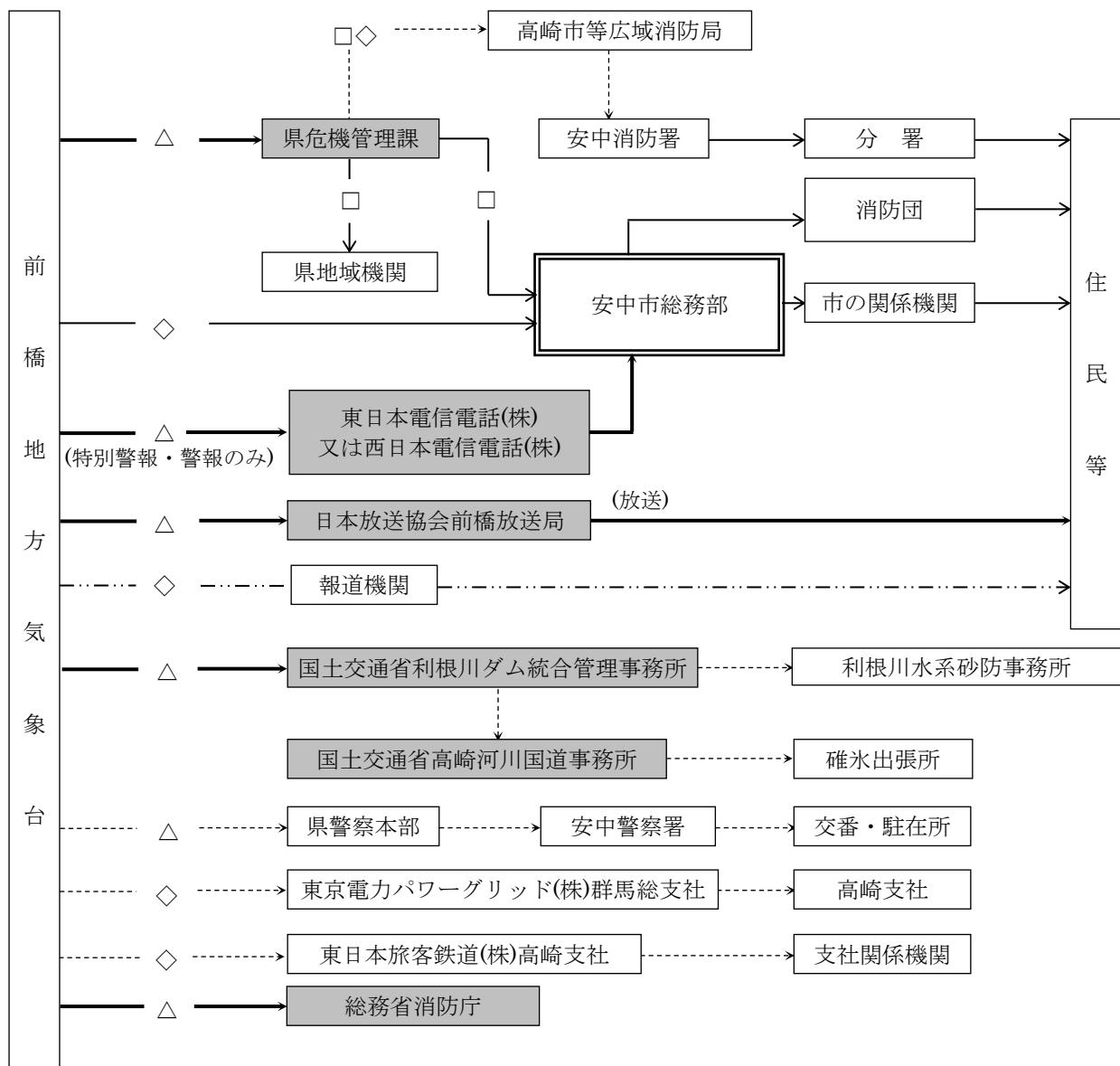
また、水防活動用の特別警報は設けられていない。

## (2) 警報等の伝達経路及び手段

(ア) 前橋地方気象台からの警報等気象情報の伝達経路及び伝達手段は次図のとおりとする。

なお、市長は、特別警報の発表の通知を受けた際、直ちにその通知された事項を公

衆及び所在の官公署に周知させる措置をとらなければならない。



凡例

—— 法令(気象業務法等)による通知系統  
 —— 地域防災計画、行政協力、その他による伝達系統  
 - - - 気象業務法に基づき公衆に周知するための伝達系統  
 - - - 機関相互の合意等に基づく伝達系統  
 ■ 気象業務法に基づき気象庁から警報の伝達を受ける機関  
 △ オンライン  
 □ 群馬県防災情報通信ネットワークシステム  
 ◇ インターネット防災情報提供システム (注)  
 (注)地域における防災気象情報の利用を促進し、気象灾害による被害の防止・軽減に、より一層貢献するため、インターネットを活用したシステムにより県市町村や防災関係機関等に提供している伝達手段である。

#### (イ) 伝達手段

市民に通報の必要を認めたときは、次の方により通報する。

- ・ テレビ放送、ラジオ放送による方法
- ・ 広報車（消防車両、警察車両等）、防災行政無線による方法
- ・ サイレン、警鐘等による方法
- ・ 伝達組織を通じて周知する方法
- ・ 市ホームページ、ツイッター、メール配信サービス及び緊急速報メールによる方法

### 4.2 水位周知河川における水位到達情報

#### (1) 種類及び発表基準

知事は、指定した河川について、水位が氾濫危険水位（法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位）に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させる。

また、避難指示等の判断に資するため、知事から、市長にその通知に係る事項を通知する。

氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報（氾濫注意水位を下回った場合の情報（氾濫注意情報の解除）を含む。）、氾濫発生情報の発表は、可能な範囲で行うこととする。

発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりである。

種類	発表基準
氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達したとき
氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき
氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき
氾濫発生情報	氾濫が発生したとき

#### (2) 県が行う水位到達情報の通知

##### ① 水位到達情報の通知を行う河川名、区域

水系名	河川名	区域	所轄土木事務所
利根川	碓氷川	左岸 安中市安中 (七曲橋) 自 右岸 " ( " ) 左岸 高崎市下豊岡町 (直轄上流端) 至 右岸 " 乗附町 ( " )	安中土木事務所

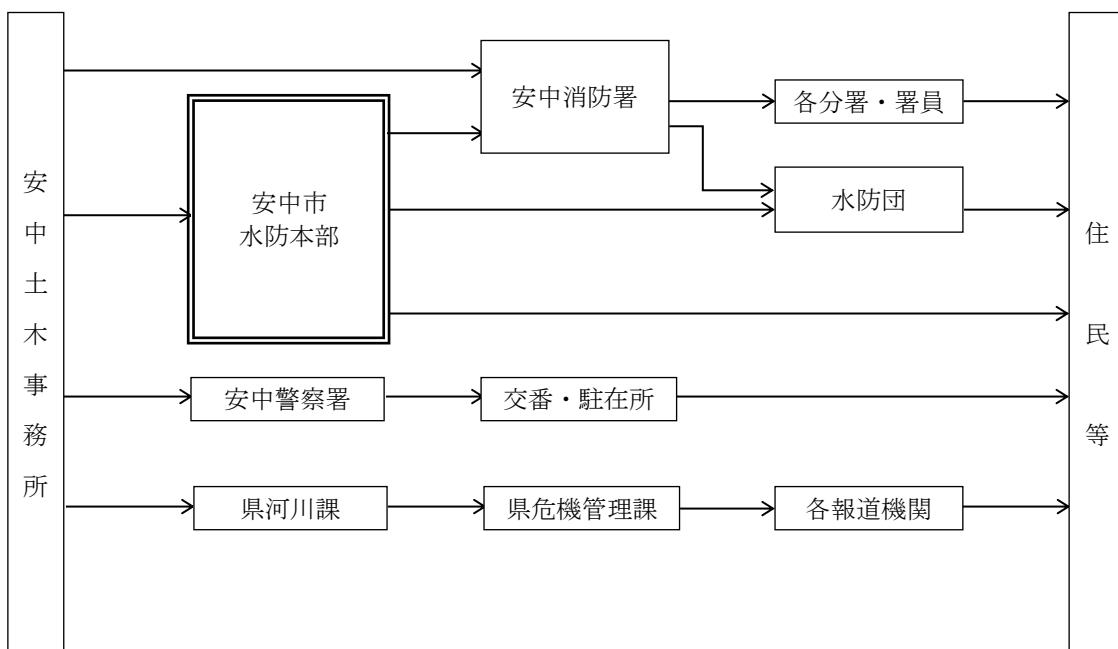
② 水位到達情報の通知の対象となる基準観測所

河川名	観測所名	地先名	水防団待機水位(通報水位)	氾濫注意水位(警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)	発表者
碓氷川	板鼻	安中市中宿	1.00m	1.50m	2.10m	3.32m	安中土木事務所

③ 水位到達情報の伝達経路及び手段

水位到達情報の伝達経路及び手段は、次のとおりである。

(ア) 伝達経路



(イ) 伝達手段

市民に通報の必要を認めたときの伝達手段は、4.1 気象庁が行う予報及び警報（イ）伝達手段に定めるものと同様とする。

### 4.3 水防警報

#### 4.3.1 安全確保の原則

水防警報は、洪水によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

そのため、水防警報の発表については、水防活動に従事する者の安全確保に配慮して通知するものとする。

#### 4.3.2 洪水時の河川に関する水防警報

### (1) 種類及び発令基準

知事は、指定した河川について水防警報を発表したときは、関係水防管理者その他水防に關係のある機関に通知する。

水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。

種類	内容	発令基準
待機	①不意の出水あるいは水位の再上昇が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるよう待機する必要がある旨を警告するもの。 ②水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予・警報等あるいは、河川の状況により特に必要と認められるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認められるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	洪水注意報等により氾濫注意水位を超えるおそれがあるとき。または水位・流量等その他河川の状況により必要と認められるとき。
警戒	水位、滯水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、堤防から水があふれる、漏水、堤防斜面の崩れ亀裂その他、河川状況より警戒を必要とする事項を指摘し警告するもの。	洪水警報等により、または、既に氾濫注意水位を越え災害の起こるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする増水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所毎による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位以下に下降したとき、または、氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認められるとき。

※上記の例を参考とし、各地域の実情等に応じ定めるものとする。

※地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。

### (2) 県が行う水防警報

水防警報を行う河川名、区域名、基準観測所等については 4.2 (2) 県が行う水位到達情報の通知と同様とする。

## 第5章 水位等の観測

市内及び市が関係する水位、雨量観測所は、資料5-1及び5-2のとおりである。

## 第6章 気象予報等の情報収集

気象予報、雨量、河川の水位等については、県防災情報システム端末のほか、以下のウェブサイトでパソコンや携帯電話から確認することができる。

群馬県水位雨量情報システム	<a href="http://www.river-gunma.jp/">http://www.river-gunma.jp/</a>
〃 (スマートフォンサイト)	<a href="http://www.river-gunma.jp/sp/">http://www.river-gunma.jp/sp/</a>
〃 (携帯電話サイト)	<a href="http://www.river-gunma.jp/k/">http://www.river-gunma.jp/k/</a>
かわみるぐんま	<a href="https://suibou-gunma.jp">https://suibou-gunma.jp</a>
かわみるぐんま (スマホ版)	<a href="https://mobile.suibou-gunma.jp">https://mobile.suibou-gunma.jp</a>
国土交通省リアルタイム川の防災情報	<a href="http://www.river.go.jp/">http://www.river.go.jp/</a>
気象庁	<a href="https://www.jma.go.jp/">https://www.jma.go.jp/</a>

## 第7章 ダム・水門等の操作

### 7.1 ダム・水門等

#### (1) 河川区間のダム・水門

水防上重要なダム及び水門等は、資料7-1のとおりである。

ダム及び水門等の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防活動時においては、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。

ダム及び水門等の管理者は、気象警報・注意報等及び水防警報が発表されたとき、又は雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時又は洪水のおそれがあると認めたときは、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行うものとする。

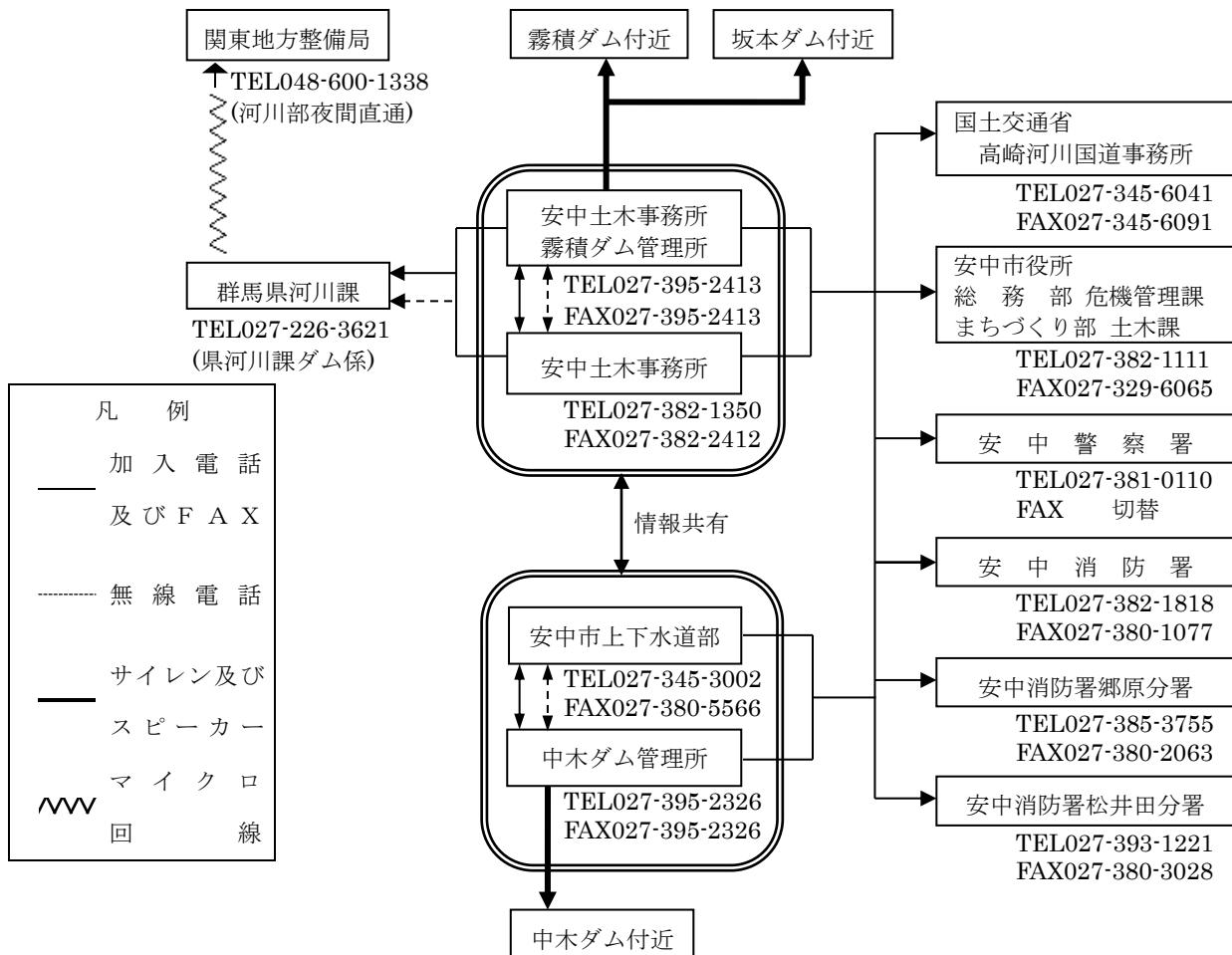
### 7.2 操作の連絡

ダム及び水門等の管理者は、各施設の操作規則等に基づき、放流等の情報を直ちに河川管理者等に迅速に連絡するものとする。

### 7.3 連絡系統

ダムの放流等については、次図の連絡系統図に従って連絡するものとする。

## ダム放流等連絡系統図



## 第8章 通信連絡

### 8.1 通信連絡系統

法第27条第2項の規定により、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のため加入電話を優先的に利用し、必要があるときは警察通信施設、電気事業通信施設、その他の専用通信施設を使用することができる。

なお、水防管理者は、常に警察機関や電機事業者等と緊密な連絡を保持し、これらの通信施設を最大限に活用するよう努めるほか、市防災行政無線、市消防無線、県防災行政無線、一般加入電話（災害時優先電話を含む。）、携帯電話（衛星携帯電話を含む。）、インターネット、水防信号等を活用する。

## 第9章 水防施設及び輸送

### 9.1 水防倉庫及び水防資機材

- ① 市内の水防倉庫及び備蓄資機材は、資料9-1のとおりである。
- ② 水防管理者は、備蓄資機材を調査して数量を確認し、緊急事態発生に対応できるよう備えるものとし、備蓄資機材が使用又は損傷により不足を生じた場合は、直ちに補充しておくものとする。

### 9.2 輸送の確保

- ① 市長は、各水防倉庫への経路や緊急物資輸送経路、相互の連絡経路などについて、把握しておくものとする。
- ② 緊急事態に対処する重要物資の輸送、搬出、移動等に要する自動車については、市所管の自動車及び消防自動車を使用するものとする。

なお、輸送力に不足を生ずる場合は、法第28条の規定により市内的一般貨物自動車等を借り上げ、使用するものとする。

## 第10章 水防活動

### 10.1 水防配備

#### (1) 市の非常配備

市は、水防活動の利用に適合する予報及び警報等の発表があり洪水のおそれがあると認められるときから、その危険が解消されるまでの間は非常配備により水防事務を処理するものとする。

配備区分	発令基準	配備内容
警 戒	前橋地方気象台から大雨・洪水のいずれかの注意報が発せられたとき。	情報の収集が可能な体制
第1配備	今後の気象情報に注意と警戒を必要とするが、予想される事態発生まで、かなりの時間的余裕のあるとき	少数の人員であたり、情報、連絡活動を主とし、事態の推移によっては、直ちに指導、その他の活動ができる体制
第2配備	水防事態が予想され、水防活動の開始が考えられるとき	水防事態が発生すれば、そのまま水防活動が遅滞なくできる体制
第3配備	事態が切迫し、水防活動の必要が予想されるとき	所属人員全員によって、水防活動ができる体制
注意事項	①この指令は、事態に応じ第1配備から直ちに第3配備を発令する場合もある。 ②水防本部員は、常に気象状況の変化に注意し、水防指令の発令が予想されるときは、自動的に出動しなければならない。 ③水防本部員は、第1配備指令後はできるかぎり外出を避け、待機しなければならない。 ④非常勤務者は、交替者と引き継ぎを完了するまでは、その勤務場所を離れてはならない。 ⑤その他の者は、あらかじめ自己の勤務すべき時間を確認しておき、水防事務に支障をきたさないようにしなければならない。 ⑥市災害対策本部が設置されたときは、市地域防災計画に定める基準による。	

## (2) 水防団の非常配備

### ① 水防団の管轄地域等

水防団の管轄地域、連絡先は、資料10-1のとおりである。

### ② 水防団の非常配備

水防管理者は、水防法第16条の規定に基づく水防警報が発表されたとき、又は河川の水位が知事の定める氾濫注意水位に達したとき、その他、水防上必要があると認められるときは水防団又は消防機関を、次に定める基準により出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。

この場合、付表1により直ちに出動状況を安中土木事務所長に報告するものとする。

#### (ア) 待機

待機命令は、次の状況の際発するものとし、水防団又は消防機関の連絡員を本部に詰めさせ、水防団長は、その後の状勢を把握することに努め、又は一般団員を直ちに、次の段階に入れるような態勢におくものとする。

このとき、水防団の各分団長は、速やかに分団本部を設置し、一部団員を電話連絡・受報・伝令要員として配置するものとする。なお、分団本部の設置場所は、各消防団詰所を原則とする。

待機基準	①気象予・警報等、河川状況により必要と認められるとき ②市水防本部が待機の態勢に入ったとき ③河川の水位が水防団待機水位に達し、なお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予想されるとき ④気象状況等により水害の危険が予知されるとき
------	---

#### (イ) 出動準備

出動準備命令は、次の状況の際発するものとし、水防団及び消防機関の責任者等は、所定の詰所に集合し、水防に関する情報連絡、資機材の点検整備、河川の巡回警戒、通信・輸送等の確保等にあたり、ダム水門等の水防上重要工作物のある箇所への派遣、水位観測所、堤防巡回等のため、一部団員を出動させる。

出動準備基準	①水防警報が発せられたとき ②河川の水位が氾濫注意水位に達したとき
--------	--------------------------------------

#### (ウ) 出動

出動命令は、次の状況の際発令するものとし、水防団及び消防機関の全員が所定の詰所に集合し、あらかじめ水防計画に定められた配備につくものとする。

出動基準	①急激な豪雨があったとき ②堤防に特に危険な箇所がある場合等で、水防活動を行う必要が認められるとき
------	--

付表 1

様式－1

水防活動速報報告書

(水防管理団体名 : )

令和 年 月 日

作成責任者

水防実施箇所	左 川 岸 右	群馬県	市 町 村	地先
日時	月 日	時現在		
出動人員	水防団員	消防団員	その他	合計
水防作業の概要および工法	作業概要 :  実施工法 : (概略の作業量)			
備考				

## 10.2 巡視及び警戒

### (1) 平常時

水防管理者、水防団長又は消防機関の長（以下この章において「水防管理者等」という。）は、隨時区域内の河川、堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、堤防等の管理者（以下「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求めるものとする。

水防管理者等が、出水期前や洪水経過後などに、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認めた箇所の巡視を行う場合には、第12章に定める河川管理者の協力のほか、必要に応じて、河川等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。この際、水防団員等が立会又は共同で行うことが望ましい。

### (2) 出水時

水防管理者等は、県から非常配備体制が指令されたとき、または気象の状況により水防の必要が予想されるときは、河川等の監視及び警戒をさらに厳重にし、資料3-1に定める重要水防箇所（第3章参照）を中心として巡視するものとする。

このとき、水防団長は、巡視員を2人1組に編成し、概ね1,000mを単位に区域内を巡視させ、水防上危険であると認められる箇所を発見したときは、直ちに本部長に報告しなければならぬ。

い。

なお、消防機関の長及び水防団長は、緊急を要し、本部長に報告するいとまがないときは、直ちに水防作業を開始させ、その顛末を遅滞なく報告するものとする。

また、本部長は、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、安中土木事務所長に連絡するものとする。ただし、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水を発見したときは、10.6 に定める決壊等の通報及びその後の措置を講じなければならない。

- ① 堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇
- ② 堤防の上端の亀裂又は沈下
- ③ 川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- ④ 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- ⑤ 排・取水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- ⑥ 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

### 10.3 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。水防作業を必要とする異常状態を大別してそれに適する工法の説明は、資料 10-2 のとおりである。

その際、水防団員は安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間等を考慮し、水防団員が自身の危険性が高いと判断したときには、自身の避難を優先する。

また、水防管理者等は、水防のためやむを得ない場合があるときは、法第 24 条の規定により、当該水防区域内に居住する者をして水防に従事させることができる。

### 10.4 警戒区域の指定

水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、法第 21 条に基づく警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

また、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警察官は、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。

### 10.5 避難指示等

(1) 洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難指示等を発令することができる。この場合、安中警察署長にその旨を

通知しなければならない。

(2) 重要水防区域内の水害時における避難所は次のとおりである。

河川名	地域名	避難を要する区域	収容場所	収容可能人員	電話番号
碓氷川	板 鼻	全域	いきいき長寿センター (老人福祉センター)	1 5 3	3 8 2 - 2 9 2 9
	中 宿	全域	光陽館又は 文化センター	9 5	3 8 2 - 5 8 9 8
	安中4丁目	全域		6 5 1	3 8 1 - 0 5 8 6
九十九川	下の尻	全域	光陽館又は 安中小学校体育館	9 5	3 8 2 - 5 8 9 8
				3 0 8	3 8 1 - 0 2 1 5
秋間川	池 尻	全域	秋間小学校体育館	2 8 5	3 8 1 - 0 4 9 4
岩井川	岩 井	岩野谷1・2・3区	岩野谷公民館	9 0	3 8 2 - 4 9 6 8
碓氷川	八 城	中瀬	旧松井田南中学校体育館	4 1 0	3 9 3 - 1 3 2 0
九十九川	新 井	養地 旧5区	細野小学校体育館	4 7 0	3 9 3 - 1 3 2 2

(3) 避難指示等の発令基準については、市地域防災計画第2編第2章第11節「避難活動計画」

に基づき行う。伝達方法は、防災行政無線、サイレン、消防自動車、市ホームページ、ツイッター、メール配信サービス、広報車及び緊急速報メール等を用いて行う。

(4) 避難者の輸送については、次のとおりとする。

(ア) 区域内居住者が避難するときは、徒歩とし、輸送力に不足をきたすときは、法第28条の規定により市内一般自動車を借り上げ、使用するものとする。

(イ) 避難のための輸送は、高齢者や障害者など避難について特に支援が必要な者を優先して行うものとする。

(5) 避難の方法・人員の掌握及び責任者

区域内居住者が避難を開始する場合は、避難行動要支援者名簿等を活用し人員掌握の的確を期すると共に、混乱を防ぐため組・班ごとに集結するものとする。

避難のための集結人員の掌握責任者は区長とし、区長代理・組長・班長が補佐するものとする。

(6) 避難者の誘導

(ア) 避難者の誘導は、消防機関の長又は水防団長の指揮により消防署員又は水防団員が行うと共に、法第22条の規定により警察署長に応援を要請し実施するものとする。なお、実施にあたっては、地域住民（自主防災組織）やボランティア等の協力を得て相互の助け合いにより行うものとする。

(イ) 避難する者を施設に収容するとき、又は収容後の指揮は、地域住民（自主防災組織）やボランティア等の協力を得て、区長及び避難所開設責任者（市職員）が行うものとする。

(7) 避難指示等の解除

避難指示等の解除については、水位周知河川の場合、水位が氾濫危険水位及び背後地盤高を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として解除するものとする。

なお、堤防決壊による浸水が発生した場合の解除については、河川からの氾濫のおそれがなく

なった段階を基本として解除するものとする。

また、水位周知河川以外の小河川等における解除については、当該河川の水位が十分に下がり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として、解除するものとする。

## 10.6 決壊・漏水等の通報及びその後の措置

### (1) 決壊・漏水等の通報

水防に際し、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちに関係者（県知事、国土交通省関東地方整備局高崎河川国道事務所、安中警察署長、氾濫のおそれがある下流水防団体及び住民等）に通報しなければならない。

### (2) 決壊等後の措置

堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

## 10.7 水防配備の解除

### (1) 水防管理団体の非常配備の解除

水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、かつ水防警報が解除されたとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知するものとする。

なお、配備を解除したときは、安中土木事務所を通じ県水防本部に報告するものとする。

### (2) 水防団の非常配備の解除

水防団の非常配備の解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり、水防本部長又は水防管理者が配備解除の指令をしたときとする。それまでは、水防団員は自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。

解除後は、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。また、使用した資器材は、手入れして所定の位置に設備する。

## 第 11 章 水防信号、水防標識等

### 11.1 水防信号

法第20条に規定された水防信号は、次のとおりである。

区分	内容	警鐘信号	サイレン信号（余いん防止符）
第1 信号	水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの	○—〇—〇 ○—〇—〇 ○—〇—〇	5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 ○—休止—〇—休止—〇—休止
第2 信号	必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの	乱打	3秒 2秒 3秒 2秒 3秒 2秒 ○—休止—〇—休止—〇—休止

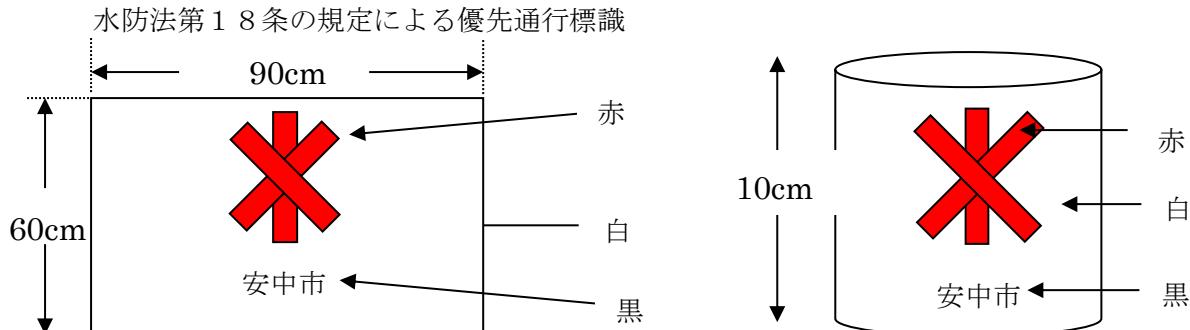
備考 ①信号は適宜の時間継続すること。  
 ②必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。  
 ③危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。  
 ④地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防信号を発する。

## 11.2 水防標識

水防作業は、迅速かつ規律正しい団体行動をとるため、次の標識を定める。

### (ア) 水防用車両の標識

### (イ) 水防要員の標識(左腕につける)



## 11.3 身分証票

水防団長、水防団員又は消防機関に属する者が、水防計画を作成するため必要な土地に立ち入る場合に携帯する身分証票は、次のとおりとする。

(表)

(裏)

第 号
身分証票
職 氏 名
生年月日
上記の者は水防法第49条に基づく職員であることを証する。
年 月 日
安中市長 印

水防法抜粋
第49条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。
2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

## 第12章 協力及び応援

### 12.1 水防管理団体相互の応援及び相互協定

水防管理者は、水防のため緊急の必要があるときは、市地域防災計画第2編第2章第6節「広域応援の要請」に基づく応援協定等に準じ、実施するものとする。

### 12.2 警察官の援助要求

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、安中警察署長に対して、警察官の出動を求めることがきる。

### 12.3 自衛隊の派遣要請

水防管理者は、自衛隊に派遣要請をするときは、市地域防災計画第2編第2章第7節「自衛隊への災害派遣要請」に準じ、実施するものとする。

## 第13章 公用負担

### (1) 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は水防の現場において次の権限を行使することができる。

- ① 必要な土地の一時使用
- ② 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- ③ 車両その他の運搬用機器の使用
- ④ 排水用機器の使用
- ⑤ 工作物その他の障害物の処分

### (2) 公用負担権限証

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長にあっては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者は、以下の公用負担権限委任証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

公用負担権限証

氏 名

上記のものに 区域における水防法第 28 条第 1 項の権限行使を委任したことを  
証明する。

令和 年 月 日

安中市長 印

(3) 公用負担命令表

公用負担を命ずる権限を行使する者は、以下の公用負担命令表を 2 通作成し、その 1 通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

第 号

公用負担命令表

負担者 住所・氏名

物件	数量	(負担内容・使用・収容・処分等)	期間	適用

令和 年 月 日

命令者 氏名

(4) 損失補償

本市は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第 14 章 水防報告等

14.1 水防記録

水防作業員が出動したときは、水防管理者は、次の記録を作成し、保管するものとする。

- ① 天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- ② 水防活動をした河川名及びその箇所
- ③ 警戒出動及び解散命令の時刻

- ④ 水防団員及び消防機関に属する者の出動時刻及び人員
- ⑤ 水防作業の状況
- ⑥ 堤防、その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- ⑦ 使用資材の種類及び数量並びに消耗量及び員数
- ⑧ 法第28条の規定による公用負担下命の器具、資材の種類、数量及び使用場所
- ⑨ 応援の状況
- ⑩ 居住者出勤の状況
- ⑪ 警察関係の援助の状況
- ⑫ 現場指導の官公署氏名
- ⑬ 立退きの状況及びそれを指示した理由
- ⑭ 水防関係者の死傷
- ⑮ 殊勲者及びその功績
- ⑯ 殊勲水防団とその功績
- ⑰ 今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体の所見

#### 14.2 水防報告

水防管理者は、水防活動が終結したときは、その状況を資料14-1、14-2に示す様式より、水防活動実施後2日以内に安中土木事務所長を経由して県水防本部長に報告するものとする。

### 第15章 水防訓練

市は、毎年出水期前に、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を実施し、水防技術の向上を図るものとする。

### 第16章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

#### 16.1 洪水浸水想定区域の指定状況

国土交通省及び県は、水位周知河川並びに県管理の中小河川について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

本市に關係する洪水浸水想定区域は次のとおりである。

#### 洪水浸水想定区域図

平成29年6月13日公表：群馬県県土整備部河川課（群馬県告示第184号）

令和4年3月29日公表：群馬県県土整備部河川課（群馬県告示第89号）

## 16.2 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

市防災会議は、水位周知河川について、洪水浸水想定区域の指定があったときは、市地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- ① 洪水予報、水位到達情報の伝達方法
- ② 避難場所その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項
- ③ 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市長が行う洪水に係る避難訓練の実施に関する事項
- ④ 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
  - イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であつて、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものも含む。））でその利用者の洪水時、内水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの
  - ロ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者）を利用する施設）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの
  - ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であつて国土交通省令で定める基準を参照して市の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申出があつた施設に限る。）
- ⑤ その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

本市の地域防災計画で定められている要配慮者利用施設は、資料16-1のとおりであり、洪水時にはこれらの資料を活用して住民の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。なお、地下街等、大規模工場等については、現在市では対象がない。

## 16.3 洪水ハザードマップ

市では、洪水浸水想定区域の指定に基づき、当該浸水区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所等円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、洪水ハザードマップを作成し、印刷物を各世帯に配布している。

また、洪水ハザードマップに記載した事項を、市のホームページに掲載し、住民、滞在者その他の者が提供を受けることができる状態にしている。

この洪水ハザードマップを有効活用して、平常時からの防災意識の向上と自主的な避難の心構えを養い、水災時には住民の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。

## 16.4 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

法第15条第1項の規定により市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設

の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を実施及び報告し、また、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

#### 16.5 要配慮者利用施設への情報伝達

市から要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法は資料16-1とおりである。

このとき、水防本部は、FAX、広報車等を用い、氾濫注意水位（警戒水位）等の到達、避難指示等に関する情報を伝達するものとする。

## 資料編

資料3－1 重要水防箇所（県管理河川）

河川名	担当水防管理団体名	重 要 度		左 右 岸 別	重要水防箇所			距離標		延長 (m)	重要理由
		種別	階級		市 町 村	町・大字	字	下流	上流		
碓氷川	安中市	堤防断面	B	左	安中	板鼻	(国)18号 より下流	3,500	3,900	400	堤防断面不足
"	"	堤防高、 堤防断面、 法崩れ、 すべり	A	左	"	板鼻、板鼻2 丁目、板鼻1 丁目、中宿1 丁目	(国)18号 より上流	4,300	6,600	2,300	堤防高不足（流 下能力）、堤防断 面不足、法崩れ、 すべり
"	"	堤防高	B	右	"	岩井	(国)18号 より下流	4,350	4,500	150	堤防高不足（流 下能力）
"	"	堤防高、 堤防断面	A	右	"	中宿1丁目	鷹ノ巣橋下 流上流	5,500	6,700	1,200	堤防高不足（流 下能力）、堤防断 面不足
"	"	堤防高	A	左	"	安中4丁目	(国)18号 より上流	7,100	7,300	200	堤防高不足（流 下能力）
"	"	堤防断面	B	右	"	中宿	(国)18号 より上流	7,100	7,300	200	堤防断面不足
"	"	堤防高	B	右	"	松井田町八城	中瀬大橋 下流	20,300	20,600	300	堤防高不足（流 下能力）
九十九川	"	堤防断面、 法崩れ、 すべり	A	右	"	安中	下野尻	200	700	500	断面不足 法崩れ・すべり の恐れ
"	"	堤防高	B	左	"	松井田町新井	養地	14,150	14,200	50	堤防高不足（流 下能力）
秋間川	"	堤防断面	B	左	"	東上秋間	池尻	4,300	4,575	275	堤防断面不足
	3河川 10箇所									5,575	

※延長内訳 A= 3箇所 680m B= 4箇所 1,285m

資料5－1 水位観測所一覧

(1) 市の水位観測施設

河川名	観測所名	観測種別	位 置	水位 (m)				観測者及び 電話番号
				水防団 待 機	氾濫 注 意	避難 判 断	氾濫 危 険	
中木川	中木ダム	有線(ダム)	中木ダム堤体に設置	—	—	—	—	安中市上下水道部 027-345-3002 中木ダム管理事務所 027-395-2326

(2) 県の水位観測施設

河川名	観測所名	観測種別	位 置	水位 (m)				観測者及び 電話番号
				水防団 待 機	氾濫 注 意	避 難 判 斷	氾濫 危 険	
霧積川	霧 積	テレメーター	松井田町坂本	—	—	—	—	安中土木事務所 027-382-1350
	霧積ダム	有線	霧積ダム堤体に設置	—	—	—	—	
碓氷川	西尾	テレメーター	松井田町横川	—	—	—	—	
	豊岡	テレメーター	高崎市中豊岡町	—	—	—	—	
	滝名田	テレメーター	松井田町五料	—	—	—	—	
	坂本ダム	有線	坂本ダム堤体に設置	—	—	—	—	
	灘田橋	テレメーター	松井田町原	—	—	—	—	
	人見	テレメーター	郷原	0.70	1.60	—	—	
	板鼻	テレメーター	中宿	1.00	1.50	2.10	3.32	
九十九川	花 の 木	テレメーター	下原市	2.00	2.50	—	—	
後閑川	中 後 閑	テレメーター	中後閑	2.00	2.50	—	—	
柳瀬川	中 宿	テレメーター	中宿	0.80	1.50	—	—	
増田川	国 衙	テレメーター	松井田町下増田	3.00	3.50	—	—	
秋間川	自 性 寺	テレメーター	下秋間	1.00	2.00	—	—	

(3) 県の水位観測施設(危機管理型水位計)

河川名	観測所名	観測種別	位 置	水位 (m)				観測者及び 電話番号
				水防団 待 機	氾濫 注 意	避 難 判 斷	氾濫 危 険	
碓氷川	(危)碓氷川8.8k 安中	危機管理型 水位計	安中	—	—	—	149.97	安中土木事務所 027-382-1350
	(危)碓氷川13.9k 磯部	危機管理型 水位計	磯部一丁目	—	—	—	197.16	

	(危)碓氷川20.1k 松井田	危機管理型 水位計	松井田町八城	—	—	—	261.11	安中土木事務所 027-382-1350
板鼻川	(危)板鼻川0.4k 板鼻	危機管理型 水位計	板鼻二丁目	—	—	—	115.01	
岩井川	(危)岩井川1.5k 岩井	危機管理型 水位計	野殿	—	—	—	137.52	
九十九川	(危)九十九川0.6k 遠丸	危機管理型 水位計	安中	—	—	—	135.42	
	(危)九十九川8.5k 小日向	危機管理型 水位計	松井田町小日向	—	—	—	205.41	
	(危)九十九川17.2k 堂坂橋	危機管理型 水位計	松井田町土塩	—	—	—	372.99	
柳瀬川	(危)柳瀬川11.0k 人見	危機管理型 水位計	松井田町人見	—	—	—	243.61	
	(危)柳瀬川1.7k 中宿	危機管理型 水位計	中宿	—	—	—	150.9	
秋間川	(危)秋間川4.5k 中秋間	危機管理型 水位計	東上秋間	—	—	—	193.64	
天神川	(危)天神川2.5k 下間仁田	危機管理型 水位計	下間仁田	—	—	—	162.28	
入山川	(危)入山川3.0k 入山	危機管理型 水位計	松井田町入山	—	—	—	455.96	
日向川	(危)日向川2.4k 新三角橋	危機管理型 水位計	中秋間	—	—	—	213.1	
八咫川	(危)八咫川1.1k 杉名橋	危機管理型 水位計	原市	—	—	—	184.94	
宮川	(危)宮川1.2k 山下橋	危機管理型 水位計	下後閑	—	—	—	184.87	

#### (4) 県以外の水位観測施設

河川名	観測所名	観測種別	位 置	水位 (m)				観測者及び 電話番号
				水防団 待 機	氾濫 注 意	避 難 判 断	氾濫 危 険	
碓氷川	安中	テレメーター	安中市安中字上河原3932	—	—	—	—	高崎河川 国道事務所 河川管理課 027-345-6041

## 資料5－2 雨量観測所一覧

### (1) 県の雨量観測施設

河川名	観測所名	観測種別	位 置	所 属	観測者住所・氏名	電話番号
碓氷川	安 中	自 記	安中市安中字上河原	安 中	安中土木事務所	027-382-1350
入山川	西 野 牧	テレメーター (道路管理用)	安中市松井田町西野牧	安 中	安中土木事務所	027-382-1350
霧積川	霧 積	テレメーター (ダム)	安中市松井田町坂本	安 中	安中土木事務所	027-395-2413
碓氷川	坂本ダム	テレメーター (ダム)	坂本ダム管理事務所	安 中	安中土木事務所	027-395-2413
碓氷川	安 中	テレメーター	安中土木事務所	安 中	安中土木事務所	027-382-1350
入山川	西 野 牧	テレメーター (道路管理用)	安中市松井田町西野牧	安 中	安中土木事務所	027-382-1350
碓氷川	軽井沢東	テレメーター (道路管理用)	長野県軽井沢町大字 軽井沢	安 中	安中土木事務所	027-382-1350
柳瀬川	鷺 宮	テレメーター (砂防)	安中市鷺宮	安 中	安中土木事務所	027-382-1350

### (2) 県以外の雨量観測施設

河川名	観測所名	観測種別	位 置	所属	観測者住所・氏名	電話番号
烏 川	木馬瀬	テレメーター	安中市松井田町 木馬瀬	国土交通省 (利根砂防)	利根川水系砂防事務所 調査・品質確保課	0279-22-4179
烏 川	室 木	テレメーター	安中市松井田町 上増田 324-1	国土交通省 (利根砂防)	利根川水系砂防事務所 調査・品質確保課	0279-22-4179
烏 川	霧 積	テレメーター	安中市松井田町 坂本 1668	国土交通省 (利根砂防)	利根川水系砂防事務所 調査・品質確保課	0279-22-4179
烏 川	熊 の 平	テレメーター	安中市松井田町 坂本 1672-2	国土交通省 (利根砂防)	利根川水系砂防事務所 調査・品質確保課	0279-22-4179
碓氷川	松 井 田	テレメーター	安中市松井田町 五料	国土交通省 (ダム統管)	利根川ダム統合 管理事務所調査課	027-251-2272
碓氷川	秋 間	テレメーター	安中市中秋間 字小金谷津 1996	国土交通省 (高崎)	高崎河川国道事務所 河川管理課	027-345-6041
碓氷川	安 中	テレメーター	安中市安中 字上河原 3932	国土交通省 (高崎)	高崎河川国道事務所 河川管理課	027-345-6041

資料 7-1 ダム・水門一覧

(1) ダム一覧

河川名	名称	位 置			所 轄	通報又は通報責任者
霧積川	霧積ダム	安中	松井田	坂本	群馬県	安中土木事務所長
碓氷川	坂本ダム	安中	松井田	坂本	群馬県	安中土木事務所長
中木川	中木ダム	安中	松井田	五料	安中市	安 中 市 長 (安中市上下水道部)

(2) 水門一覧

河川名	堰名	所管	位置	操作方法	操作責任者
碓氷川	人見堰	安中磯部 土地改良区	安中市郷原 久保井戸左岸	手動捲上式	安中磯部土地改良区 理事長 森泉壽義雄
	安中大堰		〃 下磯部 馬場左岸	電動捲上式	川崎 宇一
	中宿堰		〃 安中 川原町右岸	手動捲上式	渋谷 光雄
	板鼻堰		〃 中宿左岸	電動捲上式	板鼻堰土地改良区 理事長 中島 良農夫
	板鼻 1号樋門	安中市	〃 板鼻	手動捲上式	安中市 土木課
	板鼻 2号樋門				
	板鼻 3号樋門				
	板鼻 4号樋門			電動捲上式	
	板鼻堰 排水門	板鼻堰 土地改良区	〃 板鼻	自動捲上式	板鼻堰土地改良区 理事長 中島 良農夫
板鼻川	板鼻川 排水門	群馬県	〃 板鼻	電動捲上式	安中土木事務所
	板鼻川 分流堰	安中市	〃 板鼻二丁目	ゴム堰	安中市土木課
		板鼻堰 土地改良区			板鼻堰土地改良区 理事長 中島 良農夫
九十九川	小間堰	小間堰 用水組合	〃 小俣左岸	手動捲上式	須藤 明宏
	小俣堰	小俣 用水組合	〃 小俣左岸		長澤 和雄
	荒浜堰	荒浜堰 用水組合	〃 古屋		有坂 富夫
	大島田堰	大島田堰 用水組合	〃 小俣		吉田 肇

資料9－1 水防倉庫及び備蓄資機材一覧

河川名	管理者	倉庫鍵 保管者	所在地	備蓄器具・資材										
				か ま	な た	の こ ぎ り	お の	ス コ ツ ブ	つ る は し	と う ぐ わ	一 輪 車	レ ー キ	か け や	照 明 具
碓氷川	安中市長	安中市消防団第6分団長	安中市板鼻 一丁目字本 町2147-5	15	6	4	4	24	2	10	1	2	8	
秋間川	安中市長	安中市消防団第7分団長	安中市中秋 間字黒後 1795-1	13	6	4		10	4	7	1	2	1	
後閑川	安中市長	安中市消防団第8分団長	安中市下後 閑字竹の内 1429-1	1	11	16	1	35	11	11	2	3	6	
合 計				29	23	24	5	69	17	28	4	7	15	0
河川名	管理者	倉庫鍵 保管者	所在地	備蓄器具・資材										
				ペ ン チ	ハ ン マ チ	カ ツ タ ー	バ ー ル	げ ん の う	ま さ か り	パ イ ル	麻 袋	ビ ニ ール 袋	命 綱	チ エ ン ソ ー
碓氷川	安中市長	安中市消防団第6分団長	安中市板鼻 一丁目字本 町2147-5	1			4	1	1	3	40	300	1800	
秋間川	安中市長	安中市消防団第7分団長	安中市中秋 間字黒後 1795-1	2	1	1	3	2	1	40	500	2300		
後閑川	安中市長	安中市消防団第8分団長	安中市下後 閑字竹の内 1429-1	2	2	2	1	1		20	700	2900		
合 計				5	3	7	5	4	4	100	1500	7000	0	0
河川名	管理者	倉庫鍵 保管者	所在地	備蓄器具・資材										
				な わ (巻)	鉄 線 (kg)	丸 太	く い	か す が い	か る こ	布 袋	ロ ープ (m)	シ フ ル ー コ トン		
碓氷川	安中市長	安中市消防団第6分団長	安中市板鼻 一丁目字本 町2147-5	4	100	150	50	50	76			50		5

秋間川	安中市長	安中市消防団第7分団長	安中市中秋 間字黒後 1795-1	6	50	140	10	30	30		50	5
後閑川	安中市長	安中市消防団第8分団長	安中市下後 閑字竹の内 1429-1	16	50	380	90	40	44		50	3
合 計				26	200	670	150	120	150		150	13

資料10－1 水防団の管轄地域等

(1) 管轄等出動区分

河川名	出動地区名	出動分団名	出動区分			消防署
			第1次	第2次	第3次	
碓氷川	原市	第2分団	分団員の約1／3が出動して巡回監視にあたる	分団員の約1／2が出動して水防活動を実施する	分団員全員が出動して水防活動を実施する	署員は署長の命令により出動する
	下野尻・中宿	第1分団				
	板鼻	第6分団				
	松井田町八城	第12分団				
九十九川	小間・小俣	第1分団				
	下野尻	第1分団				
	松井田町新井	第14分団				
秋間川	東上秋間・下秋間	第7分団				
	小間	第1分団				
後閑川	中後閑・下後閑	第8分団				
八咫川	原市	第2分団				
天神川	前小峯	第4分団				
	野殿	第5分団				
柳瀬川	西上磯部	第3分団				
猫沢川	鷺宮	第4分団				
岩井川	岩井	第5分団				

(2) 各分団の連絡先

分団名	職名	受報責任者
第1分団	分団長	佐藤 英樹
第2分団	〃	山田 勲
第3分団	〃	萩原 淳史
第4分団	〃	竹田 清一
第5分団	〃	小俣 泰暁
第6分団	〃	外谷 好
第7分団	〃	石井 隆信
第8分団	〃	高山 良一
第9分団	〃	野澤 充典
第10分団	〃	佐藤 章男
第11分団	〃	植栗 豊敬
第12分団	〃	佐藤 洋介
第13分団	〃	金井 桂一
第14分団	〃	金井 工

資料10-2 水防工法一覧表

原因	工法	工法の概要	利用箇所、河川	おもに使用する資材
				現在
水があふれる (越水)	積み土のう工	堤防の上端(天端)に土のうを数段積み上げる	一般河川	土のう、防水シート、鉄筋棒
	せき板工	堤防の上端(天端)にくいを打ちせき版をたてる	都市周辺河川 (土のうの入手困難)	鋼製支柱、軽量鋼板
	蛇かご積み工	堤防の上端(天端)に土のうの代わりに蛇かごを置く	急流河川	鉄線蛇かご、玉石、防水シート
	水マット工 (連結水のう工)	堤防の上端(天端)にビニロン帆布製水マットを置く	都市周辺河川 (土のう、板など入手困難)	既製水のう、ポンプ、鉄パイプ
	裏むしろ 張り工	堤防の居住側堤防斜面(裏のり面)をむしろで被覆する	あまり高くない堤体の固い箇所	むしろ、半割竹、土俵
	裏シート張り工	堤防の居住側堤防斜面(裏のり面)を防水シートで被覆する	都市周辺河川 (むしろ、竹の入手困難)	防水シート、鉄筋ビン、軽量鉄パイプ、土のう
漏水  (川裏) 対策	釜段工 (釜築き、釜止め)	裏小段、居住側堤防斜面(裏のり)先平地に円形に積み、土俵にする	一般河川	土のう、防水シート、鉄筋棒、ビニールパイプ
	水マット式釜段工	裏小段、居住側堤防斜面(裏のり)先平地にビニロン帆布製中空円形水マットを積み上げる	都市周辺河川 (土砂、土のうの入手困難)	既製水のうポンプ、鉄パイプ
	鉄板式釜段工 (簡易釜段工)	裏小段、居住側堤防斜面(裏のり)先平地に鉄板を円筒形に組み立てる	都市周辺河川 (土砂、土のうの入手困難)	鉄板、土のう、パイプ、鉄パイプぐい
	月の輪工	居住側堤防斜面(裏のり)部によりかかり半円形に積み土俵する	一般河川	土のう、防水シート、パイプ、鉄筋棒
	水マット月の輪工	裏小段、居住側堤防斜面(裏のり)先にかかるようにビニロン帆布製水のうを組み立てる	都市周辺河川 (土砂、土のうの入手困難)	既製水のう、くい土のう、ビニロンパイプ
	たる伏せ工	裏小段、居住側堤防斜面(裏のり)先平地に底抜きたる又はおけを置く	一般河川	たる、防水シート、土のう
	導水むしろ張り工	居住側堤防斜面(裏のり)、犬走りにむしろなどを敷きならべる	一般河川 (漏水量の少ない箇所)	防水シート、丸太、竹
漏水  (川表) 対策	詰め土のう工	川側堤防斜面(川表のり面)の漏水口に土のうなどを詰める	一般河川 (構造物のあるところ、水深の浅い部分)	土のう、木ぐい、竹ぐい
	むしろ張り工	川側(川表)の漏水面にむしろを張る	一般河川 (水深の浅い所)	むしろ、竹、土のう、竹ピン
	継ぎむしろ 張り工	川側(川表)の漏水面に継ぎむしろを張る	一般河川 (漏水面の広い所)	むしろ、なわ、くい、ロープ、竹、土のう
	シート張り工	川側(川表)の漏水面に防水シートを張る	都市周辺河川 (むしろが入手困難)	防水シート、鉄パイプ、くい、ロープ、土のう
	たたみ張り工	川側(川表)の漏水面にたたみを張る	一般河川 (水深の浅いところ)	土俵の代わりに土のう
(洗掘) 深掘れ	むしろ張り工、継ぎむしろ張り工、シート張り工、たたみ張り工	漏水防止と同じ	芝付き堤防で比較的緩流河川	漏水防止と同じ
	木流し工 (竹流し工)	樹木(竹)に重り土のうをつけて流し、局部を被覆する	急流河川	立木、土のう、ロープ、鉄線、くい

原因	工法	工法の概要	利用箇所、河川	おもに使用する資材	
				現在	
(洗掘) 深掘れ	立てかご工	川側堤防斜面(表のり面)に蛇かごを立てて被覆する	急流河川 砂利堤防	鉄線蛇かご、詰め石、くい、鉄線	
	捨て土のう工 捨て石工	川側堤防斜面(表のり面)決壊箇所に土のう又は大きな石を投入する	急流河川	土のう、石異形コンクリートブロック	
	竹網流し工	竹を格子形に結束し土のうをつけて、堤防斜面(のり面)を被覆する	緩流河川	竹、くい、ロープ、土のう	
決壊	わく入れ工	深掘れ箇所に川倉、牛わく、鳥脚などの合掌木を投入する	急流河川	わく組み、石俵、鉄線、蛇かご	
	築きまわし工	堤防の川側(表)が決壊したとき、断面の不足を居住側堤防斜面(裏のり)で補うため杭を打ち中詰の土のうを入れる	凸側堤防 他の工法と併用	くい、割竹、板、土のう、くぎ	
	びょうぶ返し工	竹を骨格とし、かや、よしでびょうぶを作り堤防斜面(のり面)を覆う	比較的緩流河川	竹、なわ、ロープ、わら、かや、土のう	
き裂	上端(天端)	折り返し工	上端(天端)のき裂をはさんで両肩附近に竹をさし折り曲げて連結する	粘土質堤防	竹、土のう、ロープ
	くい打ち継ぎ工	折り返し工の竹の代わりにくいを用いて鉄線でつなぐ	砂質堤防	くい、鉄線	
	上端(天端)/居住側堤防斜面裏のり	控え取り工	き裂が上端(天端)から居住側堤防斜面(裏のり)にかけて生じるもので折り返し工と同じ	粘土質堤防	竹、土のう、なわ、ロープ、鉄線
	継ぎ縫い工	き裂が上端(天端)から居住側堤防斜面(裏のり)にかけて生じるもので控え取り工と同じ	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土のう	
	ネット張りき裂防止工	継ぎ逢い工のうち竹の代わりに鉄線を用いる	石質堤防	くい、金鋼、鉄線、土のう	
居住側堤防斜面(裏のり)	き裂	五徳縫い工	居住側堤防斜面(裏のり面)のき裂を竹で縫い崩壊を防ぐ	粘土質堤防	竹、なわ、ロープ、鉄線、土のう
	五徳縫い工(くい打ち)	居住側堤防斜面(裏のり面)のき裂をはさんでくいを打ちロープで引き寄せる	粘土質堤防	くい、ロープ、土のう、丸太	
	竹さし工	居住側堤防斜面(裏のり面)のき裂が浅いとき、堤防斜面(のり面)がすべらないように竹をさす	粘土質堤防	竹、土のう	
	力ぐい打ち工	居住側堤防斜面(裏のり)先付近にくいを打ちこむ	粘土質堤防	くい、土のう	
	かご止め工	居住側堤防斜面(裏のり面)にひし形状にくいを打ち、竹又は鉄線で縫う	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土のう	
崩壊	崩壊	立てかご工	居住側堤防斜面(裏のり面)に蛇かごを立てて被覆する	急流河川	鉄線蛇かご、詰め石、くい、そだ
		くい打ち積み土のう工	居住側堤防斜面(裏のり面)にくいを打ち込み、中詰めに土のうを入れる	砂質堤防	くい、布木、鉄線、土のう
		土のう羽口工	居住側堤防斜面(裏のり面)に土のうを小口に積み上げる	一般堤防	竹ぐい、土砂、土のう
		つなぎくい打ち工	居住側堤防斜面(裏のり面)にくいを数列打ちこれを連結して中詰めに土のうを入れる	一般堤防	くい、土のう、布木、鉄線、土砂
		さくかき詰め土のう工	つなぎくい打ちとほぼ同じでさくを作る	一般堤防	くい、竹、そだ、鉄線、土のう
		築きまわし工	居住側堤防斜面(裏のり面)にくい打ちさくを作り中詰め土のうを入れる	一般堤防	くい、さく材、布木、土のう
その他	流下物除去作業	橋のピアなどに堆積した流木の除去	一般河川	長尺竹、とび口	

資料1 4－1 水防活動報告書様式（1）

水防実施状況報告書									
令和 年 月 日									
群馬県知事 殿					水防管理者名 (土木事務所長名)				
令和 年 月 日から 月 日の（何々）に際し実施した水防活動が終結したので、水防実施箇所別表を添え、下記のとおり報告します。									
記									
水防作業実施日時		自 月 日 時 至 月 日 時			水防作業実施か所数		か所		
出 動 人 員	県(市町村)職員延 人		水防団員延 人		消防団員延 人		その他延 人		合計延 人
所 要 経 費	人 件 費	円	資材物件費					円	合 計
	手当 円	その他 円	資材 円	器材 円	燃料 円	その他 円		円	
出 水 の 概 況									
水防作業の概況 及びその効果									

### 資料 1 4 - 2 水防活動報告書樣式（2）

### 水防実施箇所別表

(作成責任者)

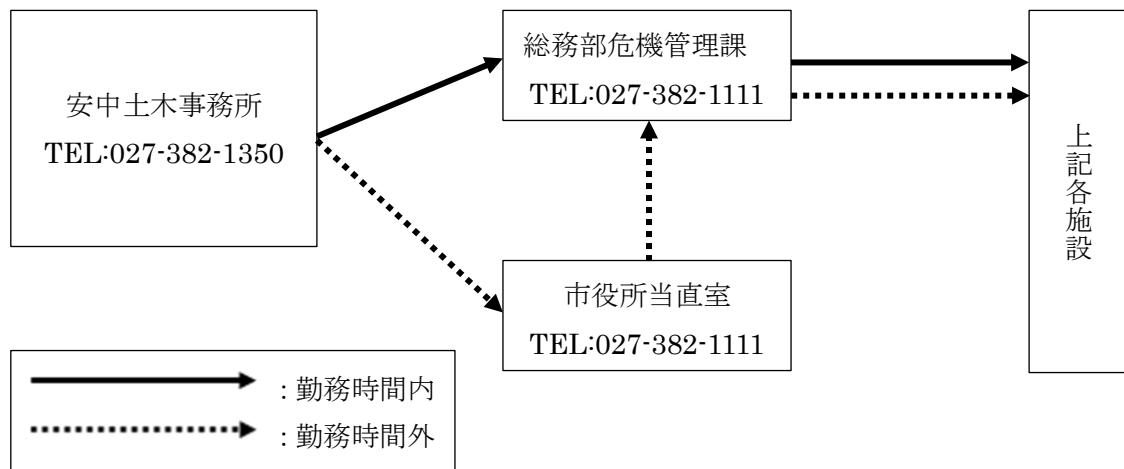
管理団体名											指定、非指定の別			報告年月日											令和 年 月 日										
水防実施	水防実施時の台風または豪雨名											水防作業の概況 及びその効果			工法延長																				
	場所		川岸			地元			m						区分		堤防	道路	橋	人員	田	畑	家	鉄道											
	日 時		自 月 至 月	日 月	時 日										効果																				
	出動人員		水防団員		消防団員		そ の 他			計					被害																				
延 人			延 人		延 人			延 人																											
使用資材費 ( ) 内は単位	たわら	かます	むしろ	布袋類	なわ	竹	くい	鉄線	くぎ	かすがい	じやかご	板類	畳	生木	丸太	置石	土砂				物 件 費			資材費 物件費 合計											
	( ) 個	( ) 枚	( ) 枚	( ) 枚	( ) kg	( ) 束	( ) 本	( ) kg	( ) kg	( ) 本	( ) 本	( ) 枚	( ) 枚	( ) 本	( ) 本	( ) m <sup>3</sup>	( ) m <sup>3</sup>				品材費	燃料費	雜費												
他団体からの応援状況																																			
居住者の出動状況																																			
警察の援助状況																																			
現場指導の県職員名																																			
水防関係者の死傷																																			
立ち退きの状況及びその指示した理由																																			
水防功労者の氏名、年齢、所属及び その功績概要																																			
堤防その他の施設等の異常の有無及び 緊急工事に要するものが生じた時は、 その場所並びに損害状況																																			
水防活動に対する自己批判																																			
備考																																			

資料 16－1 洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある要配慮者利用施設

	施設の名称	所在地	連絡先 (電話・FAX)	利用時間
1	いわい中央クリニック	岩井 2465-1	TEL:027-381-2201 FAX:027-381-2202	9:00～18:30
2	鷹ノ巣クリニック	中宿 1-3-17	TEL:027-380-5528 FAX:027-380-5527	9:00～18:30
3	桐の木クリニック	中宿 2172-4	TEL:027-382-6611 FAX:027-382-6633	9:00～18:30
4	(医) 済恵会 須藤病院	安中 3532-5	TEL:027-382-3131 FAX:027-382-6568	24 時間滞在施設
5	特別養護老人ホーム セラヴィ	板鼻 1-5-15	TEL:027-381-0326 FAX:027-382-3872	24 時間滞在施設
6	グループホーム けやき	中宿 1-9-17	TEL:027-380-5016 FAX:027-380-5016	24 時間滞在施設
7	グループホーム ゆうゆう	中宿 1-9-6	TEL:027-381-1414 FAX:027-381-1414	24 時間滞在施設
8	ケアステーション ピース安中	中宿 2180-2	TEL:027-380-5020 FAX:027-380-5021	24 時間滞在施設
9	老人保健施設めぐみ	安中 3-25-13	TEL:027-382-5951 FAX:027-382-6568	24 時間滞在施設
10	住宅型有料老人ホーム ナーシングホームあい誉	板鼻 150-1	TEL:027-329-5000 FAX:027-329-6000	24 時間滞在施設
11	デイサービスセンター野ノ香	野殿 719-1	TEL:027-382-8203	9:00～16:30
12	デイサービスほその	松井田町 土塙 1369-1	TEL:027-393-9333 FAX:027-393-9333	9:00～16:00
13	ケアホーム風の森	松井田町 土塙 1369-1	TEL:027-386-2144 FAX:027-386-2155	24 時間滞在施設
14	グループホーム なないろ	中宿 2153-1	TEL:027-381-7716 FAX:027-381-7716	24 時間滞在施設
15	グループホーム グリュック	中宿 1-5-10	TEL:027-382-8015	24 時間滞在施設
16	グループホーム はーもにー	中宿 2154-1	TEL:027-382-4252	24 時間滞在施設
17	グループケアホーム ユイアイ	中宿 899-1	TEL:027-382-6877	24 時間滞在施設
18	サンビオーゼグループホーム フロイン	安中 1723 米山 団地 62C-2 棟 101 号室	TEL:027-382-8756	24 時間滞在施設
19	株式会社 Cheer up self-A・ひまわり安中	中宿 1 丁目 716	TEL:027-386-8725	9:00～14:00
20	にやおん シェ・モア	安中 5230-3	TEL:027-384-4148 FAX:027-395-4180	24 時間滞在施設
21	就労支援施設 リベルタ	中宿 913-1	TEL:027-382-8239 FAX:027-382-4221	8:30～17:30
22	板鼻和光保育園	板鼻 2101-2	TEL:027-381-0613 FAX:027-381-7003	7:00～19:00

23	遠丸保育園	安中 5-8-25	TEL:027-382-1080 FAX:027-382-1080	7:00～19:00
24	碓東小学校	岩井 62	TEL:027-382-4325 FAX:027-382-8215	—
25	新島学園中学校	安中 3702	TEL:027-381-0240 FAX:027-381-0630	—
26	新島学園高等学校	安中 3702	TEL:027-381-0240 FAX:027-381-0630	—
27	安中市たいとう学童クラブ	岩井 592-1	TEL:027-381-4728 FAX:027-381-4728	平日 14:00～19:00 土曜日／長期休暇 8:00～19:00
28	第一中学校	安中市安中 5-8-1	TEL:027-381-0459 FAX:027-381-4322	—
29	住宅型有料老人ホーム さわやか	安中市安中 3-25-13	TEL:027-382-5951 FAX:027-382-2852	24 時間滞在施設
30	あきまこども園	安中市下秋間 1459	TEL:027-395-0186 FAX:027-395-0196	7:30～19:00
31	あんなかTP児童クラブ	安中 3784-1	TEL:027-382-1000 FAX:027-382-4551	平日 13:30～20:00 土曜日／長期休暇 7:30～20:00

※伝達系統





令和5年9月発行

編集・発行 安中市 総務部危機管理課

〒379-0192 群馬県安中市安中 1-23-13

TEL:027-382-1111